中部支店	愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地		
関西支店	大阪府堺市堺区大浜西町四番地		
中四国支店	広島県広島市中区鶴見町三番一号		
九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号		

○経済産業省告示第九十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
川重ファシリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する第二十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査の指定	全都道府県	令和八年三月三十一日

○国土交通省告示第千二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

外牧川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池郡大津町大字外牧及び阿蘇郡西原村大字鳥子の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号四三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32° 51′ 47.6349″	130° 55′ 32.6984″
2	32° 51′ 47.4622″	130° 55′ 34.2453″
3	32° 51′ 45.6618″	130° 55′ 34.9090″
4	32° 51′ 45.4573″	130° 55′ 36.0446″
5	32° 51′ 43.6041″	130° 55′ 37.0374″
6	32° 51′ 42.1519″	130° 55′ 35.5575″
7	32° 51′ 42.2522″	130° 55′ 34.4756″
8	32° 51′ 44.7446″	130° 55′ 31.4004″
9	32° 51′ 46.9832″	130° 55′ 31.0116″

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷山川及び長谷山川支川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県津市美里町家所及び同市片田長谷町の区域内の土地のうち、次の一点から百四十三点までを順次結んだ線及び一点と百四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 43′ 50.2060″	136° 25′ 33.9779″
2	34° 43′ 50.0849″	136° 25′ 34.2142″
3	34° 43′ 50.1321″	136° 25′ 34.2689″
4	34° 43′ 50.0528″	136° 25′ 34.3684″
5	34° 43′ 49.9274″	136° 25′ 34.6540″
6	34° 43′ 49.8523″	136° 25′ 34.7682″
7	34° 43′ 49.6629″	136° 25′ 35.1523″
8	34° 43′ 49.5964″	136° 25′ 35.3057″
9	34° 43′ 49.5805″	136° 25′ 35.3013″
10	34° 43′ 49.5337″	136° 25′ 35.5529″
11	34° 43′ 49.5190″	136° 25′ 35.6118″

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十条第四項において準用する第二十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設に係るガス特定施設（特殊高圧ガスに係るものを除く。）の保安検査を行う者としての指定	栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、山梨県、石川県、三重県、愛知県、兵庫県、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県		